

養父市版スタートアップスタジオ推進業務 委託仕様書

1. 業務名 養父市版スタートアップスタジオ推進業務

2. 業務目的

「地方の課題解決」、「地方の事業者との連携による事業展開」、「地方での事業展開」等地方に興味を持つスタートアップ企業を養父市に呼び込み、活躍する仕組みを構築する。このことにより、「市内事業者との共創による事業展開」、「養父市での事業展開」等の地域との共創を実現させ、新事業の創出の起点を作り出し、地域産業の振興並びにつながり人口促進等を目指す。

3. 実施地域

養父市内

4. 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

5. 準拠法令等

業務実施にあたり、本仕様書のほか法及び国からの通知等に準拠し実施すること。

6. 業務内容

業務目的を達成するため、市と受託者との十分な連携の下、以下の内容により業務を実施すること。また、業務実施にあたっては、市内事業者等の関係者とも相互に連携を図り実施すること。

(1) 共創の取組みの実施

共創の取組みは次の①②のいずれかとし、達成指標はマッチング成立 5 件以上（うち①を 3 件以上）とする。

①市内事業者が抱える課題に対してスタートアップ企業がその解決に向けて連携して取組むもの。なお、市内事業者の課題は受託者が市内事業者を訪問・ヒアリングするなどすることにより情報を得るものとする。

②スタートアップ企業が自らの事業を市内事業者と連携して取組むもの。

受託者は①又は②の共創の実現に向けて市内事業者とスタートアップ企業をマッチングさせる。

受託者は、マッチング成立だけでなく成立後も委託期間中、市内事業者・スタートアップ企業双方と連携し、その取組みの実現に向けて伴走することとする。

る。

なお、共創の取組みは①を基本とするが、市が認めた場合は②の取組みも可能とする。

また、受託者は次の指標を達成したうえでの取組みとすることとし、指標達成のために事業者訪問等の対応を積極的に行うこと。

- ・本事業に参加する市内事業者数：5 者以上を確保すること
- ・本事業に参加するスタートアップ企業：10 者以上を確保すること

(2) スタートアップ企業の進出(1 者以上)

養父市内に活動の拠点を設置する企業を誘致すること。

受託者は、委託期間中、進出企業が市内での事業活動を円滑に開始できるように進出成立後も進出企業に伴走すること。

なお、誘致スタートアップ企業は、次の要件すべてを満たすものであること

- ①当該拠点において年間業務日の 1/2 程度常駐し業務を行う予定がある企業であること。(市内拠点での活動実態があること)
- ②市内に設置した拠点を活動拠点とした 3 年以上の事業計画を有する企業であること。
- ③市が認めた企業であること。

※拠点の形態(本店等)の指定はない。

拠点については本店登記は必ずしも求めないが、市が認める形態(支店、営業所若しくはそれに準ずるような形態)とすること。

【用語の説明】

○スタートアップ企業とは

次の①②を満たす者で、アからウのいずれかに該当する者。

- ①養父市において自らの事業を展開しようとする者又は市内事業者と連携して事業を展開しようとする者
- ②原則として創業後 10 年以内の者(地域経済と親和性が高く、地域の活性化に資すると市が認める場合はこの限りではない。)

ア. 成長志向を持ち、地方において新しいビジネスを模索している者

イ. 新たなアイデア、サービス、技術等を通してビジネスを展開しようとしている者

ウ. その他、市が特に認めた者

○マッチング成立とは

市内事業者とスタートアップ企業が 1 つの事業に連携して取り組む(商品開発、サービス提供、販路拡大等)ことに合意することを指す。

(3) 情報発信・事業報告会の実施

① 情報発信(適宜)

業務の実施にあたり、本事業の内容や成果が広く伝わるような効果的・効率的な情報発信を適宜行うこと。

② 事業報告会(1回)

事業の成果について成果報告会を開催すること。

(4) 定例会の実施

市との定例会を月1回程度開催すること。

(5) 実績報告及び当該業務の効果分析

7. 連携体制

本業務の実施にあたり、養父市産業環境部商工観光課との連携を取り、情報の共有を図ること。

特に 6. 業務内容における、各指標の達成に関しては、進捗状況を定期的にモニタリングし、指標の達成が未達となる恐れがある場合、速やかにその要因を分析し、遅滞なくその内容を市に報告し、協議を行うとともに、協議に基づき策定した改善策を速やかに実行し、その実施状況及び効果について改めて報告を行うものとする。

8. 成果品

(1) 実績報告書(業務の効果分析含む) 紙媒体及び電子データ各1部

(2) その他、本業務に付随する資料で市が提出を求めるもの。

※業務委託期間終了後、速やかに提出すること。

9. 注意事項

(1) 受託者は、本業務を実施するにあたり、必要となる知識・技能の習得に努め、的確かつ迅速に履行するよう努めること。

(2) 受託者は、委託契約締結後速やかに、市と十分な協議のうえ「実施計画書」を作成し提出すること。また、「実施計画書」には、次の事項を記載するとともに、市が必要とする書類を添付すること。なお、当該計画書の内容は市と受託者の協議により変更することができるものとする。

① 業務実施スケジュール

② 業務実施内容

(3) 受託者は、仕様書に記載がない場合であっても、上記2「業務目的」の達成のために、必要と認められる事業は、市と協議の上、誠実に履行するものとする。

(4) 市から提供を受けた資料等は、本業務以外に使用してはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たものについてはこの限りではない。

(5) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に

市に対して書面にて再委託の内容、再委託先(称号又は名称)、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

- (6)受託者は、養父市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年養父市条例第 2 号)を遵守するほか、個人情報保護対策を施した管理下で業務を行うこと。また、業務終了後も含め、個人情報その他業務上知り得た情報を第三者に漏らし、または公表してはならない。
- (7)この業務の履行過程で生じた著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び 28 条に定める規定を含むすべての著作権(著作権法第 17 条第 1 項の規定に基づくもの。以下同様とする。)は養父市に帰属し、市が独占的に使用するものとする。
- (8)受託者は市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

10. 業務に要する経費及び支払い

- (2)市は、予算の範囲内で、業務の実施に要する経費を、委託料として受託者に支払うものとする。
- (2)委託料の請求及び支払いの手続きについては、業務委託契約書の定めるところによるものとする。

11. 支払条件等

(1)成果指標

本事業の変動費の支払い基準となる達成指標は次のとおりとする。

- ①6. 業務内容(1)共創の取組みの実施のうちマッチングの成立及び成立後の伴走支援の実施
- ②6. 業務内容(2)スタートアップ企業の進出成立及び成立後の伴走支援の実施。

(2)支払基準及び支払額

本事業の支払いは、「固定費」と「変動費(成果連動費)」の 2 種類によって構成される。

変動費(成果連動費)については、達成指標の達成により下記のとおりとする。

なお、金額は消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

- ①6. 業務内容(1)共創の取組みの実施のうちマッチングの成立及び成立後の伴走支援の実施

110,000 円/件×達成件数(上限 550,000 円)

- ②6. 業務内容(2)スタートアップ企業の進出成立及び成立後の伴走支援の実施。

550,000 円/件×達成件数(上限 550,000 円)

合計 1,100,000 円

※上記①②は、達成件数により支払うものとするが上限は各 550,000 円とする。

12. 特記事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、市及び受託者双方の十分な協議により処理するものとする。
- (2) 疑義が生じた場合は、原則として双方の意向を尊重しながら、双方の再度の協議により処理するものとする。